



持ってますか？
マイナンバーカード

子育ての手続きが
便利になるよ！



企業でのマイナンバーカード一括申請受付を始めます！！

【問合せ先・申込先】 市民生活課住民係 ☎内線 127、174
FAX 0956-72-5241 ✉ simin@city.matsuura.lg.jp

～マイナンバーカード取得促進キャンペーン～

松浦市では、市内企業にお勤めの市民の方を対象に、マイナンバーカードの企業一括申請受付を始めます。企業に市担当者が出向くので、**市役所の窓口に来庁せずに、マイナンバーカードの申請や受取りができます。**ぜひ、この企業一括申請受付をご活用ください。

一括申請受付期間

7月2日(月) から 11月30日(金) まで

対象となる企業の要件

1. 松浦市内に事業所を置く企業であること。
2. 企業内に申請希望者が10人以上いること。
3. 申請受付などの手続きを行う場所が提供できること。

申請から交付までの流れ

1. 企業内で、マイナンバーカードの申請希望者を募ります。
(企業内への呼びかけや市との連絡調整を行っていただく人を、以下「企業担当者」とします。)
2. 10人以上の希望者が集まったら、企業担当者は、申込先へ電話連絡または申込書をFAX(E-mailでも可)してください。
※申込書は市ホームページからダウンロードできます。
3. 市担当者から企業担当者に電話連絡をし、一括申請受付の日時を調整します。また、事前説明に市担当者が伺います。
4. 企業担当者は、申請受付当日までに、申請希望者に、次に記載する「申請時に用意していただくもの」を準備するよう、周知をお願いします。
5. 決定された日時に市担当者が伺い、申請手続きを行います。その際、本人確認と同時に「通知カード」および「住民基本台帳カード」を回収します。
※「通知カード」および「住民基本台帳カード」の回収は、所持している場合のみです。
6. マイナンバーカードが作成されたら、再度、市担当者から企業担当者に電話連絡をし、受領する日時を調整します。決定された日時に、市担当者がマイナンバーカードを渡しに伺います。
※マイナンバーカード作成までに約3か月かかります。

申請時に用意していただくもの

1. 印鑑(認印可)
 2. 住民基本台帳カード
※紛失して手元にない場合は、書類の記入が必要となります。
 3. 通知カード
※紛失して手元にない場合は、書類の記入が必要となります。
 4. 身分証明書
 - 運転免許証などの顔写真付き本人確認書類1点と、健康保険証や年金手帳など、顔写真の無い本人確認書類1点の合計2点
 - 健康保険証や年金手帳など、顔写真の無い本人確認書類2点
(この場合は、通知カードの返納が必要です。)
- ※本人確認書類は、住所および氏名が最新になっているものが必要です。**



地籍調査の実施について

問 建設課国土調査係
☎内線205

松浦市では国土調査法に基づき、平成10年度から地籍調査を実施しています。



【調査対象地区】

本年度は調川町上免、平尾免、御厨町板橋免、今福町木場免のそれぞれ一部において現地調査を実施します。

【調査について】

一筆ごとに現地と字図を照らし合わせながら、土地の境界や地番、地目などの調査を行います。その際、土地所有者に境界立会をお願いし境界杭を設置します。

また、必要に応じて分筆・合筆・地目変更などの聞き取りを行います。

◎調査には長い年月を要しますが、市民皆さんのご理解とご協力をお願いします。



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

問 福祉事務所福祉総務係
☎内線189

『社会を明るくする運動』は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

本年は、『犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』強調月間とし、安全で安心して暮らせる明るい社会づくりを目指して、地域に根差した運動を展開します。

犯罪のない明るい社会の実現のため、市民皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【行動目標】

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

【重点事項】

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることのできる社会を目指して、

① 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。

② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。

③ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。

が重点事項とされています。

海水浴場の水質検査結果

問 市民生活課生活環境係
☎内線142

市では、海水浴シーズンに備え、6月に次の場所での水質検査を行いました。

- ・ ぎぎが浜海水浴場(今福町)
 - ・ 大崎海水浴場(御厨町)
 - ・ 宝の浜海水浴場(星鹿町)
 - ・ 初崎海水浴場(福島町)
 - ・ 白浜海水浴場(鷹島町)
- 検査の結果、どの海水浴場も水質に問題はなく、安全であることが確認されました。
- 水の事故には十分注意して、楽しい海水浴にしましょう。

大浜海岸の水質検査を行いました

問 上下水道課下水道施設係
☎内線183

松浦水きよら館北側海岸の水質検査を行いました。検査の結果、水質に問題はなく、安全であることが確認されました。



農振除外の申請が停止期間に入ります

問 農林課農林振興係
☎内線226

平成30年度から平成31年度にかけて「松浦市農業振興地域整備計画」の全体見直しを行うため、随時変更による農振除外申請は、8月11日からおおよそ1年間停止期間に入ります。

停止期間に入る前の**最終申請締切は8月10日**です。

農用地区域内の土地に、住宅・資材置場・農業用施設などをつくりたいとお考えの方は、お早めにご相談ください。

松浦市指定ごみ袋の一部が変わります

問 市民生活課生活環境係
☎内線142、143

8月1日から松浦市指定ごみ袋の一部が変わります！

① 資源物、不燃物等のごみ袋を資源ごみ専用袋として「大」「中」「小」の3種類に変更します。

飲料用のかん、びん類、ペットボトル、危険物、その他不燃物の5種類に分け、1つの袋には1種類を入れて出してください。

金額は、1枚当たり、「大」30円、「中」25円、「小」20円です。

② 生ごみの専用袋の材質がポリエチレンに変わります。金額はこれまでどおり、1枚当たり「大」10円、「小」5円です。

※種類ごとのごみ出し日は変わりません。ごみ出しカレンダーをご確認ください。

※新しいごみ袋は、ごみ袋取扱店で8月1日から購入できます。ただし、7月31日までに購入されたごみ袋は、引き続き使用できます。

※詳細については、8月号に掲載予定です。